年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 79 件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 74 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 11 件

京都国民年金 事案 1632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年8月並びに54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで

② 昭和52年1月から同年3月まで

③ 昭和52年7月及び同年8月

④ 昭和54年10月から55年3月まで

私は、昭和42年ごろにA町役場(現在は、B市C区)で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納とされていることは納得ができないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④は、それぞれ3か月、2か月及び6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和45年4月以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無いことが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間②及び③については、D市が保管する国民年金被保険者 名簿の申立期間を含む昭和51年度及び52年度の徴収済記録欄には、「完納」 と記載されていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付 したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間④について、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付し、申立人の妻も申立期間の保険料を納付していることが確認できる上、申立期間直前の昭和54年4月から同年9月までについては、特殊

台帳及びD市の保管する国民年金被保険者名簿から保険料納付の事実が確認できたことから、平成20年9月2日に記録が追加されていることを踏まえると、申立期間についても行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

一方、申立期間①については、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和 47 年 12 月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で納付可能な昭和 45 年度及び 46 年度の保険料については、過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は、既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和52年1月から同年3月までの期間、同年7月及び同年8月並びに54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

京都国民年金 事案 1633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月から同年9月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和36年4月から37年3月まで

② 昭和43年6月から同年9月まで

③ 昭和52年7月から55年12月まで

申立期間①については、昭和36年に国民年金の加入手続を行っており、 国民年金保険料は払っていたはずである。申立期間②については、保険 料を還付してもらった覚えはない。申立期間③については、当時、夫婦 で商売を営んでおり、保険料は妻が集金人に納付していた。申立期間に ついて調査してほしい。

なお、息子が住宅を取得する際、A事業団(当時)の被保険者住宅融資を申し込み、未納が有ると融資できないと言われ、昭和58年にまとめて納付したこともある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が厚生年金保険の被保険者になったことに伴い、申立期間を含め昭和 42 年 8 月から 44 年 3 月まで納付済みであった国民年金保険料を還付したことが特殊台帳及び還付整理簿から確認できるが、申立期間については、同特殊台帳に国民年金の強制加入期間である旨の記載が有ることから、保険料還付の事務処理が適切に行われなかった可能性もうかがわれる。

一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年7月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿から確

認できるものの、申立人及びその妻はいずれも国民年金保険料が未納であ り、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立期間③について、申立人は、国民年金保険料を申立人の妻が 自身の分と一緒に、集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、B市が国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、昭和 52 年 7 月から55 年 12 月までは「登載なし」とされ、申立人は申立期間③について国民年金の被保険者として管理されていなかったものと推認される上、申立人は、その息子が住宅を購入する際に、A事業団の被保険者住宅融資(融資条件は、借入申込日の属する月前の直近の基準月の前月までに連続して24か月の保険料納付済期間があること。)を申し込み、58 年にまとめて納付したともしており、このことは、同年4月28日に、56年1月から58年3月までの保険料を過年度納付している特殊台帳の記録とも一致している。

また、申立人は、同特殊台帳において、現年度納付を開始した昭和 58 年 4月の時点で、申立期間③の国民年金保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が行われていた時期ではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、 氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記 号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 43 年6月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

京都国民年金 事案 1634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年 金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録 を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和47年ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、48年12月29日に8,100円、49年7月1日に6,300円を夫の保険料と併せて郵便局で納付した。申立期間が未納になっているのに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、昭和 48 年度以降、60 歳になるまで国民年 金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意 識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までについて、国 民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人 が所持している国民年金手帳の発行日の記載から、49 年 1 月 10 日に国民 年金の加入手続を行ったものと考えられ、当時、A市では、国民年金に加 入した場合、納付可能な過年度保険料について、納付書を発行して納付勧 奨をすることが通例であったことから、納付勧奨を受けた申立人が、当該 期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 9 月までについても、 申立人は、国民年金保険料を申立人の夫の保険料と併せて郵便局で納付し たと主張している。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、

当該期間の国民年金保険料は、既に時効により納付できない期間であり、 当該期間の保険料を納付するには、当時実施されていた第2回目の特例納付によることとなるが、特例納付したとの主張は無い上、その金額は申立 人が納付したとする金額とは相違する。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

京都国民年金 事案 1635

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和50年1月から52年3月まで

母親が私の国民年金の加入手続を行い、両親及び姉の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。姉は、申立期間の保険料は納付済みであり、私の保険料も納付してくれていたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までについて、申立人は、 申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間について国民 年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付 意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころに申立人の国民年金の加入手続が行われたものと考えられ、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、最長2年度分の過年度の納付書を交付し、納付勧奨するのが通例であった上、52年4月から53年3月までの保険料を過年度納付していることを踏まえると、当該期間の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までについては、申立人の国民年金の加入手続が行われた上記の時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するに

は、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の母親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

京都国民年金 事案 1636

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、 付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和55年4月から同年9月まで

国民年金に加入後、未納期間がないよう国民年金保険料を付加保険料も含め納付してきたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和52年1月に 国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金第3号被保険者 となる61年3月まで国民年金の定額保険料を納付し、任意加入当初から 60年11月まで国民年金の付加保険料を納付している上、61年4月以降、 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更も適切に行い国民年金保 険料を納付していることが確認できることを踏まえると、保険料納付意識 は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和 55 年度分の摘要欄には申立人の申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有り、申立人は、昭和 54 年 1 月から 60 年 3 月までの間に 6 回にわたり付加保険料を含め過年度納付していることが特殊台帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間についても、付加保険料を含め保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間については、付加保険料を含め国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成17年9月30日

申立期間において、株式会社A勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る平成 17 年決算賞与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人は、平成 17 年 9 月 30 日に支給された賞与から、210 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、当時の標準賞与額の上限は150万円であるため、申立期間の標準賞与額については、当該決算賞与支払明細書から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和57年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成17年9月30日

申立期間において、株式会社A勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る平成 17 年決算賞与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人 は平成 17 年 9 月 30 日に支給された賞与から、60 万円の標準賞与額に基づく 厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該決算賞与支払明細書から、 60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成17年9月30日

申立期間において、株式会社A勤務中に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、保険料を徴収する権利が時効によって消滅した後に賞与支払届が提出されたため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、厚生年金保険が給付されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る平成 17 年決算賞与支払明細書及び源泉徴収票から、申立人は、平成 17 年 9 月 30 日に支給された賞与から、60 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該決算賞与支払明細書から、60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、53万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、53万8,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、32万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、39万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を50万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、50万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、50万3,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、39万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を37万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、37万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、37万5,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間にいて、39万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、32万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を29万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、29万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、29万1,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を27万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、27万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、27万6,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額ついては、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人の申立期間において、28万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、28万1,000円とすること

が妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を28万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、28万1,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、28万1,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を24万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和60年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、24万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、24万3,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、32万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和61年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を42万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、42万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、42万4,000円とすることが妥当

である。

京都厚生年金 事案 1594

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を35万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、35万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、35万9,000円とすることが妥当

である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、58万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、58万5,000円とすることが妥当

である。

京都厚生年金 事案 1597

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を32万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、32万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、32万8,000円とすることが妥当

である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、39万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を58万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、58万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、58万5,000円とすることが妥当

である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、39万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、39万円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案 1601

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案 1602

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当であ

る。

京都厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当であ

る。

京都厚生年金 事案 1605

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を135万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、135万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、135万円とすることが妥当であ

る。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を145万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、145万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、145万円とすることが妥当であ

る。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を82万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、82万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、82万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を76万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、76万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、76万8,000円とすることが妥当

である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を78万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、78万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、78万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を55万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、55万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、55万9,000円とすることが妥当

である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和54年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、56万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、56万2,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を63万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、63万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、63万2,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、56万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を102万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、102万9,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、102万9,000円とすることが妥

当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和56年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、56万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、56万6,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を83万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、83万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、83万4,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を106万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、106万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、106万7,000円とすることが妥

当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を70万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、70万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、70万8,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を106万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、106万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、106万7,000円とすることが妥

当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を60万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、60万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、60万8,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を60万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和53年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、60万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、60万2,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、14万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を96万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和39年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、96万8,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、96万8,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を79万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、79万4,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、79万4,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を74万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、74万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、74万5,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を56万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、56万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、56万5,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を71万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和47年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、71万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、71万5,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を62万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、62万7,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、62万7,000円とすることが妥当

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を46万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、46万3,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、46万3,000円とすることが妥当

である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、14万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録されているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を65万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、オンラインに記録されている標準賞与額、65万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細

書)において確認できる保険料控除額から、65万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和55年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成17年7月5日

申立期間において、A株式会社から標準賞与額の届出が漏れていたため、同社の事務担当者が、平成21年10月13日に社会保険事務所(当時)に健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないので、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出を受けた賃金台帳(賞与支払明細書)から申立人は申立期間において、14万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賃金台帳(賞与支払明細書)において確認できる保険料控除額から、14万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の手続誤りを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年10月13日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事務所(現在は、法人B)における資格喪失日に係る記録を平成3年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日まで

私は、A事務所から株式会社C(関連会社)に転籍するときに資格喪失年月日が平成2年12月31日となっているが、同期間において空白が生じることはない。転籍前と転籍後の給与において厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

法人Bが保管している賃金台帳及び当該事業所の事業主の供述から、申立 人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所の事業主は、申立人の資格喪失日について誤った届出をし、申立人の給与から厚生年金保険料を控除しながら社会保険事務所(当時)には当該保険料を納付していないと回答していることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成2年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日を昭和45年7月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和45年7月18日から同年8月20日まで

昭和 34 年4月にC株式会社(現在は、A株式会社)に入社してから平成7年2月に退職するまで継続して勤務していたが、オンライン記録では、同社D工場から同社B工場に転勤したときの厚生年金保険の加入記録が1か月途切れている。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する申立人の労働者名簿、複数の元同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が当該事業所に継続して勤務(昭和45年7月18日に同社D工場から同社B工場に異動)していたことが認められる。

また、A株式会社に照会したところ、「厚生年金保険料の給与からの控除について、給与計算は本社で一括して行っていたため、退職でない限り、毎月保険料は控除しているはずである。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場に おける昭和45年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万2,000円 とすることが妥当である。 なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当 該事業主は、不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周 辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に 対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年5月22日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、21年3月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 昭和19年5月22日から21年3月1日まで

私は、昭和 19 年 1 月 7 日にA市で建設中のB株式会社C製作所(現在は、D株式会社E製作所)の要員として採用され、同社のF市の工場で研修を受けた後、同年 5 月 22 日にA市に戻り、技手の研修を受け、同年 7 月 1 日に開所した同社C製作所で技手として現場技師の補佐役の仕事を行なっていた。58 年 10 月 31 日にD株式会社を退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の昭和 19 年 5 月 22 日から 21 年 3 月 1 日までの厚生年金保険被保険者記録は無いが、B株式会社G研究所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、19 年 1 月 7 日に同社同研究所において厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 5 月 22 日に資格を喪失、同日付けで再度資格を取得し、標準報酬月額は 50 円と記載されているが、資格喪失日の記載が無い。その後、申立人は、同社H製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、21 年 3 月 1 日に資格を取得したことが確認できる。

また、申立人の所持する昭和54年12月1日付けのD株式会社における永年勤続満35か年の表彰状から、申立人が、19年1月7日から同社に継続して勤務していたことが推認できる。

さらに、申立人が申立期間において勤務したと主張するB株式会社C製作所において申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚の供述から、申立人は、申立期間において同社同製作所に継続して勤務していたことが推認できる。

他方、B株式会社C製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、社会保険事務所(当時)において保管されておらず、確認することができない上、社会保険事務所は、同社同製作所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保管されていない原因は不明と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、同僚の供述並びにB株式会社G研究所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社H製作所の同名簿における申立期間前後の申立人の記録状況から判断して、事業主は、申立人が昭和19年5月22日に被保険者資格を取得し、21年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のB株式会社G研究所における昭和19年5月の社会保険事務所の記録から、50円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和63年12月から平成7年3月まで

厚生年金保険資格喪失後、国民年金に加入し、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者資格喪失後、国民年金に加入し、2 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」とされていることから、同市では申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったものと推認できる上、申立人の保険料の納付記録は、基礎年金番号で管理されており、この基礎年金番号は平成9年4月10日に付番されたことが、オンライン記録で確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、平成9年4月23日に平成8年度分の国民年金保険料を納付するとともに、7年度分の保険料については平成9年5月20日以降、毎月過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金保険料については、亡くなった母親が家に居たので、毎月集 金人に納付してくれていた。

母親が、私が婚姻した昭和 41 年まで申立期間の国民年金を掛けてくれていたことは覚えているので、調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、家に居た申立人の母親が集金 人に毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親は、申立期間中は厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人の母親が毎月集金人に納付することができたとは考え難く、申立人の母親は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和40年6月1日以降に、納付が確認できる同年4月までさかのぼって納付を開始したものとみるのが相当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年12月から40年2月までは厚生年金保険被保険者の期間として、平成17年12月7日に資格記録が追加されたものであり、この時点まで、当該期間は国民年金の被保険者期間と認識されていたものと考えられ、仮に国民年金保険料を納付していた場合、厚生年金保険被保険者の期間は国民年金保険料を納付できない期間であるため、上記の資格記録が追加された時点で保険料を還付することとなるが、還付した記録は見当たらないことから、当該期間を含めて保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当らない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: ① 昭和36年4月から39年3月まで

② 昭和40年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は未納であったが、昭和 40 年 7 月の結婚を契機に、36 年 4 月までさかのぼって、保険料を集金人に納付した。納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻前は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和 40 年 7月の婚姻を契機に、36 年 4 月までさかのぼって、申立期間①及び②の保 険料を集金人に納付したと主張している。

しかしながら、申立人が婚姻した上記の時点で、申立期間の国民年金保険料の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない上、国庫金となる申立期間の保険料を集金人には納付できない。

なお、申立人は、昭和 45 年 8 月 14 日付けで再発行された国民年金手帳を所持しており、40 年 4 月から 45 年 3 月までの保険料を同年 2 月 2 日及び同年 8 月 19 日に郵便局において過年度納付していることが、申立人の所持する領収証書により確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められる。

しかしながら、当該期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和45年4月

私は、国民年金保険料を昭和 45 年 4 月分から納付しているが、同月分は厚生年金保険の加入期間と重複して納付しているため、還付している との回答が有った。

私は、申立期間について還付を受けた記憶はないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付し、還付を受けた記憶はないとしており、申立人の所持する国民年金手帳の昭和 45 年度国民年金印紙検認記録の4月分の欄に保険料を収納したことを示す検認印が有ることが確認できる。

また、特殊台帳には、「還付 45.4 250 円」と還付事実が発生した旨の記載が有るものの、社会保険事務所(当時)が国民年金保険料を還付した場合に記録することとされている還付整理簿に、申立人についての記載が無いことから、申立期間の保険料については還付金の支払手続が行われなかったものとみるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

しかしながら、当該期間は、申立人が厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの期間及び60年7月から平成3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和58年4月から同年9月まで

② 昭和60年7月から平成3年3月まで

申立期間①については、私が社会人になったのを機に、母親が昭和 58 年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は父親が納付してくれた。大学を退職した後の申立期間②については、国民年金に再加入し、保険料を納付しているはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和58年4月ごろ申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたとし、申立期間②についても国民年金に再加入して保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の同手帳記号番号管理簿から、平成3年6月10日に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この日に国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間①及び申立期間②の一部は既に時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、A市の「国民年金過去累計記録表示」では、平成元年4月から3年3月までは未納であり、元年3月以前は申立人の登載は無いことが確認でき、これはオンライン記録とも一致する。

さらに、申立人の両親又は申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和52年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成12年4月から13年3月まで

申立期間である平成 12 年度の国民年金保険料については、学生納付特例を受けているとされているが、申請手続をしておらず、母は、私と弟の国民年金保険料を納付した旨の記載が有る家計簿を保管しているので提出する。

申立期間が未納であることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について学生納付特例の申請手続をしておらず、申立人の母親が申立人の弟と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立人ついては、申立人が申立期間当時居住していたA市B区役所で平成12年7月28日に学生納付特例を申請し、承認されていることが、同市が保管する電算システムの国民年金資格記録により確認できる上、申立人の弟については、C市で同年8月2日に学生納付特例を申請し、承認されていることが確認でき、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、その母親が保管している平成 12 年の家計簿の 11 月の欄に二人分の保険料を納付した旨の記載が有るとしているが、これは、申立人及びその弟について未納となっていた平成 11 年度の保険料を平成 12 年 11 月 2 日に過年度納付した金額・

時期と一致する。

さらに、母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、父親及び兄夫婦と同居し、昭和36年から鉄工業を営んでいた。 兄が40年ごろに結婚した際、父親が、私と兄夫婦の国民年金の加入手続 を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたので、私と兄 夫婦の保険料納付開始時期に3年の相違が有るのはおかしい。

申立期間が未納とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和 40 年ごろ申立人及びその兄夫婦の国民年金 の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主 張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認されるのに対し、申立人の兄夫婦の同手帳記号番号は、40年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の兄夫婦は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間の保険料を一緒に納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、 既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保 険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納 付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年5月までの期間及び平成5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和36年4月から43年5月まで

② 平成5年4月から6年3月まで

申立期間①について、昭和36年4月ごろ区役所から国民年金に加入するように勧められ、夫婦で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料についても夫の分と一緒に集金人に納付した。

申立期間②については、納付書により銀行で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料がそれぞれ未納であることに納得できない ので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ国民年金の加入手続を行い、申立期間①の 国民年金保険料を集金人に納付し、申立期間②については、納付書により 銀行で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年8月に夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに申立人の夫と共に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は、申立人が所持している国民年金手帳から昭和43年6月1日であることが確認でき、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付でき

なかったものと考えられる。

さらに、申立期間②について、国民年金保険料の納付状況等を記録しているA市の国民年金収滞納リストでは、申立期間は未納とされており、これはオンライン記録とも一致している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和25年4月1日から31年3月31日まで

② 昭和31年4月1日から33年3月31日まで

私は、高等学校卒業後、昭和 25 年4月からA省(現在は、B省) C事務所D出張所の工事に従事していた。31年3月ごろ工事完成の見通しとなり、A省E事務所F出張所に転職し、同出張所のGの工事に従事した。この間、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省H局 I 課は、申立期間①及び②について、当時の人事記録が保管されていないため、申立人に係る勤務の実態及び厚生年金保険の適用については不明である旨の回答をしている。

C事務所D出張所に係る申立期間①について、B省H局の回答によると、管轄区域等から当該事業所はC事務所J出張所であると思われるところ、当時当該事業所に勤務していた職員は、「昭和28年3月10日に入所し、30年3月31日にA省を辞めるまでの間、申立人と一緒に作業に従事した。」と供述をしていることから、申立期間のうち一部の期間については、申立人が当該事業所において勤務していたことが推認できる。

しかし、上記職員は、「申立人は臨時雇用であり、厚生年金保険に加入していたかどうか不明である。」と供述している上、申立人も「正職員ではなかった。」と述べている。

A省E事務所F出張所に係る申立期間②について、申立人が記憶している

複数の同僚に照会したところ、申立内容を確認できる供述を得ることができない上、申立人は「正職員ではなく、担当業務はKやGの作業であった。」と述べているが、当該事業所に勤務していたという同僚は、「当該事業所の業務は、新規工事の監督であり、Gの工事は担当していない。」と供述をしている。

また、オンライン記録によると、C事務所は昭和 27 年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となり、申立期間の一部においては適用事業所ではなく、両事業所ともに 37 年4月1日に適用事業所でなくなっていることが確認でき、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から34年2月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和30年5月1日から34年1月31日までの期間の加入記録が無いことが分かった。当該期間については、A株式会社又はB株式会社のいずれかで勤務しており、両社に勤めた期間に空白は無いので、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA株式会社又はB株式会社のいずれかで勤務 していた旨を主張している。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 30 年 5 月 1 日になっており、その後の標準報酬月額の改定記録も無いことから、社会保険事務所(当時)の処理に不自然な点は見受けられない。

一方、B株式会社の現在の事業主の妻は、申立人は同社の設立時期である 昭和 30 年ごろからの従業員であった旨を述べている上、複数の元同僚も同様の供述をしていることから、申立人が申立期間において同社に勤務していた可能性はあるが、同社の厚生年金保険の適用年月日は 34 年 2 月 1 日であり、それ以前に厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、B株式会社の当該元同僚は、同社の厚生年金保険の適用が昭和 34 年 2 月 1 日からになっている点について、「自分が会社に要求して社会保険

に加入したことから、当該適用日以前は、従業員は全員未加入だったはずである。」と供述している。

さらに、B株式会社に照会したところ、申立期間当時の給与台帳等の資料が保管されていないため、申立期間当時の事情が不明である旨の回答があり、当時の給与担当者等の従業員もいないことから、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

E: 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : 平成8年10月1日から9年9月22日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したと ころ、平成8年10月1日から9年9月22日までの11か月間について加 入記録がないことが分かった。この間は株式会社Aに入社し、正社員とし て勤務していた時期で、厚生年金保険の加入記録がないとは考えられない。 申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の元役員及び同僚の供述により、申立期間において申立 人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなって おり、元事業主に照会したところ、「当時の資料はすでに処分している。」と 回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保 険の適用について確認することができない。

また、当該事業所の元事業主及び申立期間当時の社会保険事務担当者は、 申立期間において申立人の記録が無い理由として、「前勤務先を退社した時 の失業給付をもらい終わるまでは社会保険に加入したくないという、申立人 自身の希望を聞いて、厚生年金保険加入の手続をしなかったと思う。」と供 述をしており、雇用保険の記録において、申立期間のうち、平成8年 11 月 30日から9年9月16日まで(給付制限3か月あり)申立人が、前の勤務先 である株式会社Bを退社した後、失業給付を受給していたことが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険における当該事業所での資格取得日は平成9年

9月22日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和35年3月20日から37年1月5日まで

② 昭和37年3月2日から40年5月10日まで

私は、昭和35年3月20日から37年3月2日までA商店において勤務したが、35年3月20日から37年1月5日までの年金加入記録が無い。また同年3月2日から40年5月10日まで勤務したB商店での年金加入記録が無い。いずれの事業所でも厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、当該期間を加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商店に係る申立期間①について、申立期間当時の複数の同僚の供述から、 申立人が当該事業所の事業主宅に住み込み、家事等の業務に従事していたこ とは推認できる。

しかし、申立期間当時の同僚に照会したところ「男性は当然厚生年金保険に加入していたと思われるが、女性の二人については加入していなかったと思われる。」と回答している上、申立人が同時期に住み込みで働いたと記憶している女性従業員二人のうち一人の厚生年金保険加入記録は、申立人の加入記録と一致しており、残る一人の女性従業員については氏名が特定できないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用について確認することはできない。

B商店に係る申立期間②については、申立期間当時の複数の同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は、昭和63年6月1日に

厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②の時期については 適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主に照会したところ「申立期間当時のことを知っている母親に聞いたが、その当時は、適用事業所ではないため、申立人も厚生年金保険に加入していないとのことであった。」旨回答している上、申立期間②においては、申立人が記憶している事業主、事業主の親族、同僚のすべてが厚生年金保険の加入記録は無いことから、申立期間②において申立人が厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録については確認できない。

このほか、申立期間①及び②において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月1日から42年5月8日まで

② 昭和58年6月1日から59年3月1日まで

③ 昭和63年6月1日から平成2年7月31日まで

申立期間①については、申立期間にA有限会社に勤務し、厚生年金手帳を渡された記憶があるため、厚生年金保険に入っていたと思うので調査してほしい。申立期間②については、加入記録では昭和59年3月1日からになっているが、それより以前の58年6月1日に入社しているので調査してほしい。申立期間③については、入社当初の標準報酬月額が12万6,000円になっているが、給与額は30万円以上あったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社に係る申立期間①については、申立期間当時の複数の同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が配管工事職として当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の正確な勤務期間を確認することはできない。

また、オンライン記録において当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、申立期間の終期から約1年後の昭和43年4月1日であるため、申立期間①について当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではな

かったことが確認できる。

さらに、申立期間①において申立人が同僚であったと記憶している者は、 当該事業所が適用事業所となる以前から勤務していた旨供述しているが、オ ンライン記録において、申立期間①における厚生年金保険の加入記録は無い。

B株式会社に係る申立期間②については、当該事業所に保管されている当時の経理帳簿に、申立人の昭和 58 年6月、7月、及び8月分のアルバイト料の支払についての記載が確認できることから、申立人は申立期間②において、アルバイト又は社員として勤務していたことは推認できるものの、当該帳簿においても申立人のアルバイト料等から厚生年金保険料が控除されていた額を確認することはできない。

また、当時申立人と同様にアルバイトとして勤務していたと供述している 同僚によれば、「当該事業所では、アルバイト期間中は厚生年金保険に加入 させる取扱いではなかった。」と供述している上、上記同僚については、オ ンライン記録において当該事業所における厚生年金保険加入記録は確認で きない。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和59年3月1日から63年1月1日となっており、申立人の厚生年金保険の加入記録と合致している。

また、当時社会保険事務を担当していた同僚によれば、「雇用保険、厚生年金保険及び健康保険は、少なくとも入社後3か月の試用期間には加入させる取扱いではなかったが、正社員になれば、同時に加入させる取扱いであったため、それぞれの保険制度の加入時期が異なることはなかった。」と供述している。

加えて、上記担当者によれば、「本人からの希望によっては社会保険に加入させない場合もあった。自分も当該事業所に勤務した期間は、厚生年金保険に加入しなかった。」と供述している上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に当該担当者の氏名が記載されていないことから、当時、当該事業所においては必ずしも従業員のすべてについて厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

株式会社Cに係る申立期間③については、当該事業所は平成 12 年に解散 し、当時の事業主は既に亡くなっているが、申立期間当時経理を担当してい た代表者の妻によれば、「申立人が従事していたとする生産ラインの従業員 は定着が悪いため、資格取得時の標準報酬月額算定には固定給のみ算入し、 夜勤及び残業手当を算入していない。従業員が次回の標準報酬月額改定時ま で在籍している場合は、上記手当を含めて標準報酬月額を算定していた。」 と供述している。この供述内容については、当時の複数の同僚のオンライン 記録においても、資格取得時の標準報酬月額が次回の標準報酬月額改定後の 標準報酬月額よりも低額であることと一致している。

また、当時の同僚のうちの一人が保管している当該事業所の給与明細書について確認したところ、実際の給与支給総額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より高いことは確認できるものの、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から算出される標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、当該事業所の申立期間当時の賃金台帳は保管されていないことから、申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料の控除額は確認できない。

このほか、申立期間③において申立人の給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間: 昭和46年9月1日から47年1月23日まで 私は、申立期間においてA病院(現在は、医療法人B)に勤務したが、 厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。

私は、申立期間にA病院に勤務した記憶が明確にあるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA病院に勤務していたと供述しているが、同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立期間に当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の職員に照会したが、申立人に関する情報を得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

また、申立人が申立期間当時にA病院において看護婦長であったと記憶している職員は、「私は、申立期間当時、申立人が主張するA病院とは別のC病院に勤務し、看護婦長であった。」旨供述しており、当該職員はオンライン記録において、申立期間当時、C病院(現在は、医療法人D)における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立期間において上記職員と共にA病院に勤務していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、医療法人Bに照会したが、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の関連資料等は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

加えて、申立期間において、申立人のA病院に係る雇用保険の加入記録は

確認できない。

また、A病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に おいて申立人の氏名は記載されていない上、健康保険番号も連続しており欠 番もみられないことから、申立人の加入記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の主張する内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和40年4月1日から同年10月1日まで 昭和40年4月にA株式会社本社B部に入社し、同年9月末まで徒歩で 企業を回って広告を依頼する営業の仕事をしていたが、申立期間における 厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社には確かに勤務していたので、 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA株式会社本社に勤務していたと主張している。

しかしながら、A株式会社における厚生年金保険の担当部署である同社C部に照会したところ、同社に現存している資料を確認したが申立人に係る記録は確認できず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用については不明である上、当時、社員によっては数か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、申立人は元同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間当時同社に勤務 していた元従業員に照会したが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用 について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、A株式会社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から51年1月まで

昭和 44 年9月にA株式会社B支店に販売員として入社し、その後同社 C支店へ異動し、51年1月まで勤務した。両店を統括していたのは同社D 支社である。当時、健康保険証を持っていたことを鮮明に記憶しており、厚生年金保険も加入していたはずである。私を含め販売員の記録が抜けているように思うので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している人事記録から、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険加入の取扱いについて、「申立人は、販売員として勤務しており、販売員は、委任契約書を交わした個人事業主であり、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険には加入させていなかった。また、厚生年金基金の加入記録も無い。」と供述している。

また、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の同僚も、「私も、 販売員のころは厚生年金保険に加入していない。営業所長となり、正社員と なってから加入した。」、「歩合制の販売員は、厚生年金保険には未加入であっ た。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、A株式会社B支店及び同社C支店は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、申立期間当時、適用事業所であったA株式会社、同社E支社、同社F事業部、同社D支社、同社G支社、同社H支店、同社I支社、同社J支店、同社K支所、同社L支社、同社M支

店、同社N支所及びO労働組合に係る厚生年金保険被保険者名簿を調査したが、申立人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和34年8月27日から38年4月18日まで

(株式会社A)

② 昭和38年4月15日から39年11月21日まで

(株式会社B)

父親が経営していた食堂を私が継ぐことになり、申立期間②の事業所を 退職した。脱退手当金が支給決定されたとする時期は、重病人の父をかか え多忙な中、手続する暇も無く、脱退手当金をもらった記憶が無いので、 調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bに係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退 手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期 間の脱退手当金支給額は法定支給額に一致しているなど、一連の事務処理に 不自然さはうかがえない。

また、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号と次の事業所に係る被保険者期間の被保険者記号番号は異なっているなど、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期間 : ① 昭和27年10月10日から37年4月11日まで

(株式会社A)

② 昭和37年5月から同年11月まで

(B税理事務所)

申立期間①について、社会保険事務所(当時)から脱退手当金を支給済みとの回答が有ったが、脱退手当金を受給した覚えが無いので、調べてほしい。

申立期間②について、B税理事務所に勤務していたが、厚生年金保険が 未加入となっているので、加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年7月6日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のため に必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁 へ回答した年月日である「回答済 37.5.20」が記録されているなど、一連 の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間②について、オンライン記録によると、B税理事務所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できないほか、申立人は申立期間当時の同僚の氏名を明確に記憶しておらず、申立内容を確認するための供述を得ることはできない。

また、当該事業所について、C税理士会に確認したところ、当該事業所の 事業主である税理士は、昭和 48 年*月*日に死亡のため退会し、連絡先や 後継者は不明としているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び給 与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和31年8月1日から35年5月1日まで 平成19年8月に社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。脱退手当金をもらった記憶が無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和35年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立 期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。